(2)　法第七十条の六の八第十六項第一号に規定する再生計画（(i)及び第三十一項第一号イにおいて「再生計画」という。）又は同条第十六項第一号に規定する債務処理計画（(ii)及び第三十一項第二号ロにおいて「債務処理計画」という。）を遂行するために同条第十六項第一号の譲渡等をする場合　次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(i)　再生計画　特例事業受贈者に係る再生計画（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(ii)　債務処理計画　特例事業受贈者に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　法第七十条の六の八第十六項第一号の譲渡等の直前における猶予中贈与税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類

二　法第七十条の六の八第十六項第二号に該当するものとして同項の規定により贈与税の免除を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　法第七十条の六の八第十六項第二号の特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつたことを証する書類

ロ　法第七十条の六の八第十六項第二号イに掲げる猶予中贈与税額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類

27　施行令第四十条の七の八第三十五項第三号に規定する財務省令で定める事由は、特例事業受贈者が心身の故障その他の事由により特例受贈事業用資産に係る事業に従事することができなくなつたこととする。

28　法第七十条の六の八第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の六の八第十七項の申請書を提出する者の氏名及び住所

二　法第七十条の六の八第十七項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細

三　法第七十条の六の八第十七項各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日

四　法第七十条の六の八第十七項第一号イの譲渡等の対価の額

五　施行令第四十条の七の八第三十五項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別及び当該各号に掲げる事由が生じることとなつた事情の詳細

六　その他参考となるべき事項

29　法第七十条の六の八第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の六の八第十七項第一号の譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で同項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたことを証するもの

二　前項第四号の対価の額を証する書類

三　貸借対照表、損益計算書その他の書類で施行令第四十条の七の八第三十五項各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにするもの

四　法第七十条の六の八第十七項第一号の譲渡等又は同項第二号の事業の廃止の直前における猶予中贈与税額、同項各号イに掲げる金額及び当該各号ロに掲げる合計額を記載した書類

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

30　法第七十条の六の八第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の六の八第二十項の申請書を提出する者の氏名及び住所

二　法第七十条の六の八第十八項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日

三　その他参考となるべき事項

31　法第七十条の六の八第二十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた場合　次に掲げる書類

イ　特例事業受贈者に係る再生計画（民事再生法第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類

ロ　特例事業受贈者の有する資産及び負債につき施行令第四十条の七の八第三十六項第一号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類

二　施行令第四十条の七の八第三十四項に規定する事実が生じた場合　次に掲げる書類

イ　特例事業受贈者に係る第二十六項第一号イ(2)(ii)の書類

ロ　法人税法施行規則第八条の六第一項第一号中「内国法人、その役員及び株主等（株主等となると見込まれる者を含む。）並びに」とあるのを「特例事業受贈者及び」と、「当該内国法人」とあるのを「当該特例事業受贈者」と読み替えた場合における同号に掲げる者が作成した書類で特例事業受贈者に係る債務処理計画が施行令第四十条の七の八第三十四項に規定するものである旨を証するもの

ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類

32　法第七十条の六の八第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特例事業受贈者及び当該特例事業受贈者に係る贈与者の氏名及び住所

二　その他参考となるべき事項

33　法第七十条の六の八第二十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特例事業受贈者及び当該特例事業受贈者に係る贈与者の氏名及び住所

二　前号の特例事業受贈者が同号の贈与者から法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る同項に規定する贈与税の申告書が提出された日

三　第一号の特例事業受贈者が前号の特例受贈事業用資産について法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けている旨及び同項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の明細

四　その他法第七十条の六の八第二十八項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項

（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）

第二十三条の八の九　前条第五項の規定は、法第七十条の六の十第二項第二号ロ及び施行令第四十条の七の十第四項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

2　前条第一項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号イに規定する財務省令で定める建物又は構築物について準用する。

3　法第七十条の六の十（第二項第二号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「第六条第十六項第七号又は第九号」とあるのは、「第六条第十六項第八号又は第十号」とする。

4　法第七十条の六の十第二項第二号トに規定する財務省令で定める要件は、同号トの個人が、円滑化省令第十七条第一項の確認（同項第三号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第七項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）を受けた者であることとする。

5　前条第七項の規定は、施行令第四十条の七の十第十四項において準用する施行令第四十条の七の八第十四項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

6　前条第九項の規定は、施行令第四十条の七の十第十四項において準用する施行令第四十条の七の八第十七項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

7　前条第十項の規定は、施行令第四十条の七の十第十五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

8　前条第十一項の規定は、法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産（以下この条において「特例事業用資産」という。）について法第七十条の六の十第五項の承認を受けた場合について準用する。